

# 「指定介護老人福祉施設」入居契約書

社会福祉法人 与謝郡福社会  
特別養護老人ホームやすら苑

## ◇◆目次◆◇

|                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 第一章 総則                | 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）              |
| 第1条（契約の目的）            | 第12条（損害賠償責任）                    |
| 第2条（契約の期間）            | 第13条（損害賠償がなされない場合）              |
| 第3条（施設サービス計画の決定・変更）   | 第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能） |
| 第4条（日常生活可能の確認）        |                                 |
| 第5条（介護保険給付対象サービス）     |                                 |
| 第6条（介護保険給付対象外のサービス）   |                                 |
| 第二章 サービスの利用と料金の支払い    | 第六章 契約の終了                       |
| 第7条（サービス利用料金の支払い）     | 第15条（契約の終了事由）                   |
| 第8条（利用料金の変更）          | 第16条（入居者からの中途解約等）               |
| 第三章 事業者の義務等           | 第17条（入居者からの契約解除）                |
| 第9条（事業者及びサービス従事者の義務）  | 第18条（事業者からの契約解除）                |
| 第10条（守秘義務等）           | 第19条（契約の終了に伴う援助）                |
| 第四章 入居者の義務            | 第20条（入居者の入院に係る取り扱い）             |
| 第11条（入居者の施設利用上の注意義務等） | 第21条（居室の明け渡し - 精算 - ）           |
|                       | 第22条（残置物の引取等）                   |
|                       | 第23条（一時外泊）                      |
|                       | 第七章 その他                         |
|                       | 第24条（苦情処理）                      |
|                       | 第25条（身元引受人）                     |
|                       | 第26条（協議事項）                      |

様（以下「入居者」という。）と社会福祉法人与謝郡福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホームやすら苑（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### （契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者（以下「入居者」）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が入居者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『「指定介護福祉施設（特別養護老人ホーム）」重要事項説明書』に定める通りとします。
- 3 入居者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### （契約の期間）

- 第2条 この契約の契約期間は、入居の日（令和 年 月 日）から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、入居者から事業者に対して、書面による契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新又は変更により要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約を更新するものとします。

### （施設サービス計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者、入居者の後見人、入居者の家族、入居者の身元引受人（以下、「契約者及びその家族等」という）に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間中、もしくは入居者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居

者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(日常生活可能の確認)

第4条 事業者は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等サービスを提供する関係職員の協議により検討します。

- 2 施設が、前項の協議を行うときは、安易に施設側の理由により退所を促すことのないようにします。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を提供するものとします。

(介護給付対象外のサービス)

第6条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 食事の提供
- 二 居住の提供
- 三 入居者が選定する特別な食事の提供
- 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

- 2 前項のサービスについて、その利用料金は入居者が負担するものとします。

- 3 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて入居者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービスの利用料金の支払い)

第7条 事業者は入居者の支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、入居者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において入居者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 入居者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、入居者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいった

ん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

- 3 第5条に定めるサービスについては、入居者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、入居者は食事代、居住費と入居者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、入居者はこれを翌月20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第8条 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代及び居住費について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの料金体系を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービスの利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、入居者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 入居者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従業者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について医師又は看護職員と連携し、入居者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従業者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要

介護認定の更新申請について必要な援助を行います。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た入居者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
  - 3 事業者は、第19条に定める入居者の円滑な退所のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて入居者の同意を得るものとします。

#### 第四章 入居者の義務

(利用者の施設使用上の注意義務等)

- 第11条 入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
  - 3 入居者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
  - 4 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入居者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

- 第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 但し、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- 一 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 入居者またはその代理者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責めに帰さない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第15条 入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 入居者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援又は要介護1・2と判定された場合（特例入所の要件に該当する場合を除く）
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第16条から第18条に基づき本契約の解約又は解除された場合

(入居者からの中途解約等)

第16条 入居者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、入居者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 入居者は、第8条第3項の場合及び入居者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 入居者が、第1項の通知を行わずに居室から退居した場合には、事業者が解約の意志を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第7条第6項の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第17条 入居者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、但し、特例入所の要件に該当する場合は除く
- 四 他の入居者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 入居者による、第7条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 入居者・身元引受人・入居者その他の関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（セクシュアルハラスメント・カスタマーハラスメントなど含む）
- 四 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 医療的行為が必要となり施設での生活が困難になった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただくことがあります。（経管栄養（胃ろう等）が必要になった場合、継続的な点滴が必要になった場合など、各施設での医療体制によりその都度相談をさせていただきます）

六 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第19条 本契約が終了し、入居者がホームを退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(契約者の入院に係る取り扱い)

第20条 入居者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入居できるものとします。

- 2 入居者が病院又は診療所に入院した場合、入居者は重要事項説明書に定める利用料金(所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分、自己負担分)を事業者に支払うものとします。

(居室の明け渡し - 精算 -)

第21条 入居者は、第15条により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金及び第11条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 入居者は、第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡し義務を負いません。
- 3 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第6項を準用します。

(残置物の引取り等)

第22条 入居者は、本契約が終了した後、入居者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて、その残置物の引き取り人(以下「残置物引取人」という。)を定めることができます。ただし、入居者が残置物を引き取ることができない場合で、かつ残置物引取人の指名が特にない場合は、施設契約締結時に定める代理人(身元引受人)が残置物引取人の任を負うものとする。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、入居者又は残置物引取人(身元引受人)にその旨連絡するものとします。
- 3 入居者又は残置物引取人(身元引受人)は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。

但し、契約者又は、残置物引取人（身元引受人）は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

- 4 事業者は、前項の但し書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人（身元引受人）が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を入居者又は残置物引取人（身元引受人）に引き渡すものとします。
- 5 事業者は、入居者が残置物引取人（身元引受人）を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、入居者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

（一時外泊）

- 第23条 入居者は、事業者の同意を得た上で、1か月に連続して7泊（複数の月にまたがる場合には、連続して12泊以内）を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、入居者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

## 第七章 その他

（苦情処理）

- 第24条 事業者は、その提供したサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（身元引受人）

- 第25条 施設は、入居者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない場合、相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
    - 一 入居者が疾病等により、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
    - 二 契約終了の場合、施設と連携して入居者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
    - 三 入居者が死亡した場合の遺体および遺留金品の引受その他必要な措置をすること。ただし、やむを得ない事情により身元引受人がこれを引き受けることが難しい場合は、入居者の相続人に引き渡します。

- 四 前項の規定により相続人に引き渡す場合は、事業者は相続人の一人に対して引き渡すことができるものとします。
- 五 入居者（契約者）本人からの依頼による場合または、入居者（契約者）が意思能力に欠ける場合は契約の代理行為を行うものとする。
- 六 入居者の行為等により発生した損害については、上限額を60万円として賠償すること。
- 七 身元引受人の住所・氏名に変更があったとき、または身元引受人が死亡したとき成年後見・保佐・補助をうけたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ届け出ること。

#### 第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他の諸法令の定めるところに従い、入居者およびその代理人（身元引受人）等との協議の上、誠意をもって解決します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者（契約者）、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7  
事業者 特別養護老人ホーム やすら苑  
代表者 施設長 森本 康範 印

入居者 住 所 京都府  
氏 名

署名代行者

私は、本人が契約書の説明を受けたことを確認し  
本人に代わり署名をしました

住 所 京都府  
氏 名

〔署名代行の理由〕  筆記する能力が欠けているため  
 その他（ ）

身元引受人

私は以上の契約につき説明を受け身元引受人の責任について理解しました

住 所 京都府  
氏 名

署名代行者と同様

(入居者との関係： )

法定代理人 ( 成年後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 )

住 所 京都府  
氏 名